



納税地/「事業所納税届出書」提出の有無

(東京地裁平成 22 年 (行ウ) 第 682 号所得税の更正処分不存在確認等請求

事件 (却下・一部認容) (確定) 平成 24 年 11 月 9 日判決)

第 51 回 2013 年 (平成 25 年) 8 月 2 日

発表 高橋 創

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

2013. 8. 2

M J S 租税判例研究会

納税地 / 「事業所納税届出書」提出の有無

(東京地裁平成22年(行ウ)第682号所得税の更正処分不存在確認等請求事件(却下・一部認容)(確定))

平成24年11月9日判決 TAINSコードZ888-1758)

税理士 高橋 創

【事案の概要】

原告は、事務所の所在地である渋谷税務署長に対し、所得税等の確定申告書を提出したところ、渋谷税務署長から確定申告書を住所地の緑税務署長に送付した旨の通知を受けた。

原告は、「事業所納税届出書」を提出しているため送付通知の取消しを求めたが却下され、その後緑税務署長からの更正処分等及び渋谷税務署長からの差押処分等を受けた。

原告は、住所地の緑税務署長ではなく事務所のある渋谷税務署長に更正処分等の権限があるとして渋谷税務署長からの更正処分等は不存在、緑税務署長による更正処分等は無効と主張し、渋谷税務署長による更正処分等の不存在確認請求及び緑税務署による更正処分の取消請求を求めるとともに、不当利得返還請求権等に基づく損害賠償を求めて提訴したという事案である。

【原告について】

昭和49年12月19日 会計士補登録(登録に係る主たる事務所の所在地は当時の住所地)

昭和57年3月16日 公認会計士登録

9月8日 事務所を渋谷区内の本件事務所に移転

(この頃に事業所納税届出書を提出し、以後は渋谷税務署に申告書を提出)

12月21日 税理士登録

平成13年3月25日 横浜市青葉区に転居

平成19年12月17日 渋谷区に転居

【事件の経緯】

別紙参照

【争点】

1. 本件不存在確認請求に係る訴えにつき訴えの利益が認められるか否か
2. 原告に本件無効確認請求に係る訴えの原告適格があるか否か
3. 本件取消請求に係る訴えが不服申立ての前置の要件を満たしているか否か
4. 本件各更正処分等及び本件差押処分等の適法性及び効力
5. 本件各更正処分等につき緑税務署長又は同税務署の担当職員に職務上の注意義務違反があったか否か(判断なし)

【主張と判示（要旨）】

争点1 本件不存在確認請求に係る訴えにつき訴えの利益が認められるか否か

＜主張のポイント＞

原告	被告
<p>本件各更正処分等を受領していない原告としては、渋谷税務署長が本件各更正処分等に基づく徴税権を行使してきたことから、渋谷税務署長が本件各更正処分等をしたとの弁明をされる危ぐがあり、本件不存在確認請求によって「渋谷税務署長による本件各更正処分等」の不存在を確認し、さらに、渋谷税務署長が徴税権限を有しないものとして本件差押処分及び本件配当処分の違法性を明確化し、違法に徴収された税金の返還を求める法的根拠を明確にする必要があった。</p>	<p>(1) 原告が本件各更正処分等の違法又は無効を主張するのであれば、本件各更正処分等の取消し又は無効確認等の訴えによるべきであり、「渋谷税務署長を処分行政庁とする本件各更正処分等」の不存在を確認することが訴えとして適切であるとはいえない。</p> <p>(2) 渋谷税務署長の処分により原告の権利又は法的地位に危険・不安が現に存在しているとはいえず、即時確定の現実的必要もない。したがって、本件不存在確認請求に係る訴えは、訴えの利益がなく、不適法。</p>

＜判示のポイント＞

(1) 原告の権利又は法律上の地位に対する危険・不安が、「渋谷税務署長を処分行政庁とする本件各更正処分等」が存在するとされていることを前提に、そのことに起因するものであるとはいえない。

(2) 原告において、本件各更正処分等の適法性を抗告訴訟によって争うのであれば、端的に緑税務署長によってされた本件各更正処分等の取消し又は無効確認等の訴えによるのが相当というべき。

(3) 渋谷税務署長を処分行政庁とする本件各更正処分等の不存在を判決によって確認することが必要かつ適切であるともいい難い。

◆結論

本件不存在確認請求に係る訴えに訴えの利益は認められない。

＜検討＞

そもそも渋谷税務署長が本件更正処分等をしていないという点に関しては争いがないため、原告の主張の前提に説得力がなく、この結論は妥当と言える。

争点2 原告に本件無効確認請求に係る訴えの原告適格があるか否か

＜主張のポイント＞

原告	被告
<p>(1) 納税者が課税処分に係る税金につき任意の弁済に応じた場合には原告適格を失うとするものというべきであるところ、本件</p>	<p>(1) 課税処分を受けていまだ当該課税処分に係る税金を納付していない者は、当該課税処分の無効等確認の訴えを提起すること</p>

<p>は、渋谷税務署長が正当な更正処分等に基づかずに本件差押処分、本件配当処分等といったいわば強制処分により本件各滞納国税等の徴収をしたものであって、上記判例及び裁判例とは事案を全く異にする。</p> <p>(2) 違法かつ無効な本件各更正処分等及びこれに基づく滞納処分等は、法的には効力を否定されるのであるから、本件は、無効確認判決によって行政行為の違法性を宣明すべき事案である。</p>	<p>ができる一方、納税者が課税処分を受け、当該課税処分に係る税金を既に納付している場合には、当該納税者には当該課税処分の無効等確認の訴えの原告適格はないものというべき。</p> <p>(2) このことは、当該税金が滞納処分等によって徴収された場合にも、異なるところはないというべき。</p>
---	--

<判示のポイント>

(1) 行政事件訴訟法36条への該当性について

- ① 本件差押処分等に基づいてされた充当等により、その全額が徴収済みとされたものであるから、現時点において、本件更正処分等に基づく処分によって原告が損害を受けるおそれがあるものとはいえない。
- ② 本件各更正処分等が無効であるというのであれば、原告においては、被告に対し、本件各更正処分等及びそれらを前提としてされた本件差押処分等の無効を主張して、上記のとおり本件各滞納国税等につき徴収済みとされたものが誤納金に当たるものとして、これに相当する額につき不当利得返還請求をすることができるものというべきであるから、本件無効確認請求に係る訴えは、本件各更正処分等の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものにも当たらないものというべき。

◆ 結論

本件無効確認請求に係る訴えは、行政事件訴訟法36条所定の要件を満たすものとはいえないから、原告は、同訴えについての原告適格を有しないものというべきである。

(2) 強制処分の場合の原告適格性について

納税者が課税処分に係る税金を任意に納付した場合と、当該課税処分に続く滞納処分等によって当該税金が徴収済みとされた場合とで何ら異なるところはない。

◆ 結論

納税者が課税処分に係る税金を任意に納付した場合と、当該課税処分に続く滞納処分等によって当該税金が徴収済みとされた場合とで何ら異なるところはない。

<検討>

無効確認の訴えは「原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在」する場合に許されるものであるが、本件は既に全額が納付されており今後において滞納処分等将来の危険が存在するものではない。この趣旨から考えれば任意納付の場合と強制処分の場合とで原告適格性に違いがあると原告の主張は妥当とはいえない。

本件の場合には判示のとおり本件各更正処分等及び本件差押処分等の無効を主張し、徴収済み金額の返還請求をするのが妥当であろう。

争点3 本件取消請求に係る訴えが不服申立ての前置の要件を満たしているか否か

<主張のポイント>

原告	被告
<p>(1) 以下のとおり、本件異議申立てが不服申立期間を徒過した違法なものであるということはできない</p> <p>①先行事件審査裁決及び先行事件訴訟の第1審判決は、本件各更正処分等通知書の違法・無効も示唆していたものというべきところ、そのような上記各通知書によって通告された本件各更正処分等も違法・無効であることを免れず、取消対象となるのであって、被告は異議申立期間経過を理由とする免責を主張し得ない。</p> <p>②所轄庁ではない緑税務署長から本件各更正処分等の処分を受けるいわれはないと判断し、本件各更正処分等通知書を開封しないまま緑税務署長に返送したものであり、違法・無効な通知書の受領を強制されるいわれはないから、本件各更正処分等は、原告に通知されたことにはならず、いまだ異議申立期間は進行を開始していない。</p> <p>③上記各通知書の送付によって本件各更正処分等が原告に送達されたと解される場合には、原告は、上記異議申立てをもって、あらかじめ本件各更正処分等がされることを見越して、緑税務署長による違法な課税処分に対する異議申立てをしていたものと解すべき。</p> <p>④正当な権限を有する渋谷税務署長としては、上記各通知書を送付し直して違法状態を脱することは容易なことであったにもかかわらず、その手続を行わなかった。したがって、被告において本件異議申立てが不服申立期間を経過していることを主張することは、権利の濫用に当たり、又は信義則に反するものとして許されない。</p> <p>(2) 本件異議申立てについては、「宥恕すべき事由」が認められ、又は通則法77条3項にいう「天災その他・やむを得ない理由」</p>	<p>(1)不服申立てが、不服申立期間経過後にされた等の理由により不適法であるため、不服申立て手続において処分内容につき実質的な審理を受けることなく却下された場合には、不服申立ての前置の要件を満たしたものはいえない。</p> <p>(2)いったん有効に書類が送達された場合には、たとえその書類が返戻されても、その送達の効力には影響がない。</p> <p>(3)本件異議決定においては、本件異議申立てはいずれも不適法として却下されており、本件審査裁決においても、本件審査請求はいずれも不適法として却下されているから、本件取消請求に係る訴えは、不服申立ての前置の要件を満たしたものとはいえず、不適法なものである。</p> <p>(4)「天災その他・やむを得ない理由」の意義については以下のような判示がされている。</p> <p>「単に不服申立人の主観的な事情では足りず、申立人が不服申立てをしようとしても、その責めに帰すべからざる事由によりこれをなすことが不可能と認められるような客観的な事情の存在を意味するものと解するのが相当である」。</p> <p>「不服申立てをすることを困難にする事情で、天災地変等による交通途絶など、一般的に不服申立てをすることにつき通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けることのできない客観的な理由を意味するものと解される。」</p> <p>本件において、原告が本件各更正処分等に対する異議申立てをすることが不可能であったというような事情は認められないから、「やむを得ない理由」があるともいえない。</p>

に該当する場合若しくはこれを準用すべき場合に当たるものというべき。

<判示のポイント>

(1) 不服申立ての前置の要件について

- ① 本件各更正処分等についての本件異議申立ては、不服申立期間が経過した後にされた不適法なものというべきであるところ、同申立ては、本件各更正処分等の内容につき実質的な審理を受けることなく、不服申立期間の徒過を理由として却下されたものである
- ② 不服申立てが、不服申立期間経過後にされた等の理由により不適法であるため、不服申立て手続において処分内容につき実質的な審理を受けることなく却下された場合には、不服申立ての前置の要件を満たしたものとはいえないものというべきである。

◆ 結論

本件取消請求に係る訴えは、不服申立ての前置の要件を満たしたものとはいえないものというべき

(2) 宥恕規定の適用範囲について

「天災その他…やむを得ない理由」とは、単に不服申立てをしようとする者の主観的な事情では足りず、天災地変等による交通途絶など、不服申立期間内に不服申立てをしなかったことが社会通念上不可避であったものと認められる客観的な事情が存在することを意味するものと解される。

◆ 結論

原告の主観的な事情を超えて、天災地変等による交通途絶など、不服申立期間内に不服申立てをしなかったことが社会通念上不可避であったものと認められる客観的な事情は認め難く、「天災その他…やむを得ない理由」があったものとはいえない。

<検討>

不服申立て前置に関しては最高裁昭和30年1月28日判決を、宥恕規定の適用範囲に関しては東京地裁平成11年9月22日判決をそのまま踏襲したものであり、妥当なものと言える。

争点4 本件各更正処分等及び本件差押処分等の適法性及び効力

<主張のポイント>

原告	被告
(1) 原告は渋谷区内に事務所を移した昭和57年9月に所得税法16条4項の規定に従って渋谷区内を納税地とする旨の事業所納税届出書を提出したものであり、以後、平成23年まで渋谷税務署長に対して確定申告書を提出しており、その間、平成5年11月には、渋谷税務署職員から税務調査を受けたものであって、原告の納税地が渋谷区内であり、そこを所轄する渋谷税務署長が本件各更正	(1) 仮に、昭和57年頃、本件事業所納税届出書が渋谷税務署に提出されていたとすれば、同税務署において管理しているデータ上において、これが提出された旨の入力がされているはずであるが、同税務署のデータ上にはその旨入力されていなかったものである。以上からすれば、原告が渋谷税務署長に対して本件事業所納税届出書を提出した事実を認めることはできない。

処分等に係る権限を有していたことは、明白な事実であった。

(2) 仮に、渋谷税務署に原告の提出に係る事業所納税届出書又はその提出についてのデータが存在しないとすれば、①渋谷税務署が上記届出書の用紙を散逸させた（紛失した）か、②それを廃棄処分したか、③その提出についてのデータ入力を遺漏したかのいずれかであると考えざるを得ないのであって、そのような紛失等の不利益を納税者に転嫁することは論外というべき。

(3) 原告の納税地を所轄するのは渋谷税務署であり、緑税務署ではなかったというべきであり、それにもかかわらず、本件各更正処分等は、渋谷税務署長ではなく緑税務署長が発令し、原告に送付したものであるから、本件各更正処分等は、所得税法及び消費税法に違反し、行政行為として無効である。また、本件差押処分等もまた、違法かつ無効な本件各更正処分等に基づいてされたものとして無効というべき。

(2) 本件各更正処分等の当時における原告の納税地は、原則どおり原告の住所地となり、その所轄税務署長は緑税務署長であるから、同税務署長が本件各更正処分通知書を原告に送達する方法によってした本件各更正処分等に違法な点はない。

(3) 本件差押処分等は、いずれも原告の住所地が渋谷区内に異動された後にされたものであり、その所轄税務署長は渋谷税務署長であるから、上記のとおり適法にされた本件各更正処分等続く本件差押処分等に違法な点はない。

(4) 納税申告書に記載された納税地を所轄する税務署長が当該申告書を受理していたからといって、当該申告書に記載されている納税地が正しい納税地と合致することが保証されるものではなく、税務署長が当該申告書に記載された納税地を申告者の納税地として認めたものでもない。したがって、原告が、その主張するように長年渋谷税務署に対して確定申告書を提出していたとしても、原告が昭和57年に本件事業所納税届出書を提出したということとはできない。

<判示のポイント>

(1) 原告の納税地について

- ① 原告は、昭和57年9月頃、所得税法16条4項の規定に従って渋谷区内を納税地とする旨の本件事業所納税届出書の提出をした旨主張し、これに沿う供述等をしているところ、前記の事実を照らせば、原告の主張等それ自体には、特段不自然なところはない。
- ② 税務署の職員が納税者に対して所得税及び消費税等に係る税務調査をする権限を有するのは、当該納税者の納税地が当該税務署の管轄区域内にある場合であるというべきであって、税務調査に当たっては、納税者の納税地が当該税務署の管轄区域内にあることを十分に確認すべきことが法令上当然に要請されている。

◆ 結論

原告においては、昭和57年9月頃、渋谷区内を納税地とする旨の本件事業所納税届出書の提出をしたものと認められる。そして、原告の納税地が渋谷区内から異動したことを認めるに足りる証拠はないから、当時における原告の納税地は渋谷区内にあったものというべき。

(2) 更正処分等及び差押処分等の効力について

- ① 緑税務署長によってされた本件各更正処分等は、権限を有しない行政庁によってされた違法な処分であるといわざるを得ない。
- ② 本件各更正処分等の瑕疵が重大なものであることは明らかであり、また、被告が主張するように、平成18年8月頃に確認した際に、渋谷税務署に本件事業所納税届出書が存在してお

らず、同税務署において管理しているデータ上に本件事業所納税届出書が提出された旨の入力がされていなかったとしても、それは、専ら渋谷税務署側の事情によって生じた事態であるというべきことからすれば、上記の瑕疵は、なお明白なものと評価するのが相当である。

◆ 結論

本件各更正処分等は、無効なものといわざるを得ないものというべきである。本件各更正処分等が無効なものである以上、本件各滞納国税等は発生していないものであって、本件差押処分等もまた、法的には無効なものというべきである。

本件各更正処分等及び本件差押処分等は無効なものであるから、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件差押処分等に基づく充当等によって徴収された本件各滞納国税等に相当する金額である543万3,500円の返還を請求することができるものというべきである。

<検討>

原告被告ともに証拠書類がない中での事実認定であるが、昭和57年以降の確定申告書の提出状況や平成5年の税務調査等の経緯から、納税地が渋谷であったとする判示は妥当であると思われる。そうすると本件各更正処分等は無効であり、それに伴って本件差押処分も無効となるという結論は避けられず、徴収税額の返還は当然の結論と言える。

【判示のまとめ】

争点5について判断するまでもなく、本件訴えのうち本件不存在確認請求、本件無効確認請求及び本件取消請求に係る部分は、不適法であるからこれを却下する一方、本件不当利得返還等請求は、理由があるからこれを認容することとし（なお、本件不当利得返還等請求と選択的併合の関係にあると解される本件損害賠償等請求については、判断する必要がないこととなる。）

【参考条文】**所得税法第16条（納税地の特例）**

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるもの（以下この条において「事業場等」という。）を有する納税義務者は、前条第1号又は第2号の規定にかかわらず、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地（その事業場等が2以上ある場合には、これらのうち主たる事業場等の所在地、以下この条において同じ。）を納税地とすることができる。

4 第2項の規定の適用を受けようとする者は、その納税地とされている住所地又は居所地の所轄税務署長及びその事業場等の所在地の所轄税務署長に対し、その住所地又は居所地及び事業場等の所在地、その事業場等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

国税通則法第30条（更正又は決定の所轄庁）

更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、これらの国税の課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3 前2項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていいたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

国税通則法第33条（賦課決定の所轄庁）

賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行う。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る第69条（加算税の税目）に規定する加算税については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税又は源泉徴収による国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができる。

一 第30条第2項（更正又は決定の所轄庁の特例）の更正又は決定があつたとき 当該更正又は決定をした税務署長

二 更正若しくは第25条（決定）の規定による決定で前号に規定するもの以外のもの若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出（第21条第2項（納税申告書の提出先の特例）の規定

に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付)があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合又は源泉徴収による国税につき納付すべき税額が確定した時以後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、これらの異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき 旧納税地を所轄する税務署長

国税通則法第77条(不服申立期間)

不服申立て(第75条第3項及び第5項(異議申立て後にする審査請求)の規定による審査請求を除く。第4項において同じ。)は、処分があつたことを知つた日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して2月以内にしなければならない。

2 第75条第3項の規定による審査請求は、第84条第3項(異議決定の手續)の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。

3 天災その他前2項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にすることができる。

4 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

国税通則法第115条(不服申立ての前置等)

国税に関する法律に基づく処分(第80条第2項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。)を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

三 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

行政事件訴訟法第36条(無効等確認の訴えの原告適格)

無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないもの限り、提起することができる。

【参考判例】

推定相続人による被相続人の権利の代位行使 (最高裁 昭和30年12月26日)

確認の訴は、即時確定の利益がある場合、換言すれば、現に、原告の有する権利または法律的地位に危険または不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り、許されるものであることはいうまでもない。

課税処分を受けた者と課税処分無効確認の訴 (最高裁 昭和51年4月27日)

原判決によれば、上告人は本件課税処分にかかる所得税及び入場税をいまだ納付していないことがうかがえるというのであるから、上告人は、右課税処分に続く滞納処分を受けおそれがあるものというべく、したがって、本件課税処分無効確認の訴えは適法である。

無効確認訴訟の原告適格 (東京高裁 平成21年9月16日)

控訴人が本件課税処分に基ついて全額を納付済みであることについては、当事者間に争いがないところ、控訴人が本件課税処分に基ついて全額を納付した後においては、滞納処分を受けるおそれはないのであるから、現時点において、本件課税処分に起因する紛争を解決するための訴訟形態としては、本件課税処分の無効を前提とした既納税金の返還を求める訴えが直截的で適切な訴訟形態であり、この返還請求訴訟により、控訴人はその目的を達することができるといえる。

したがって、控訴人に行政事件訴訟法36条所定の無効確認の訴えの原告適格を認めることはできず、本件訴えは不適法として却下を免れない。